京都府立丹波自然運動公園ホームページ広告（バナー広告）募集要項

1 趣旨

この要項は、京都府立丹波自然運動公園有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、京都府立丹波自然運動公園ホームページにおける広告物の掲載に関し、必要な事項を定める。

2 掲載場所

京都府立丹波自然運動公園ホームページ（トップ画面下段）トップページアクセス件数約 20 万 PV/年

※数字は参考データであり、アクセス件数を保障するものではありません。

3 掲載期間

随時※ １ヶ月単位でお申し込みできます。

4 掲載料

一枠５，０００円（月額）

※ 一括納付となります。

※ 既に納付された掲載料は、還付しません。

5 募集枠数

必要数（枠数を設けていません。）

※枠の指定はできませんので、ご了承ください。

6 バナー規格

大きさ縦５４ピクセル×横２３８ピクセル

画像様式 GIF 形式（アニメーション不可）

容量２０キロバイト以内

※「要綱」に基づいて作成してくだい。

※広告の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担となります。

※広告内容に関する責任は、広告主が負います。

7 募集方法及び募集時期

京都府立丹波自然運動公園ホームページ、SNS その他の方法で、随時募集します。

※ 掲載希望月の前月１０日までにお申し込みください。

8 申込方法

掲載を希望する広告原稿を添え、要綱第４条の広告掲載申請書（様式第１号）を提出してください。

9 掲載までの流れ

①広告掲載申請書（様式第１号）に必要事項を記入し、広告原稿（画像データと紙面データ）を添えて、郵送又は持参してください。

②要綱第６条の規定により、広告掲載の承諾の可否を決定し、要綱第５条の広告掲載決定（却下）通知書（様式第２号）を送付します。なお、掲載決定の場合は、請求書を同封します。

③掲載希望月の前月下旬の指定日までに、掲載料をお支払いください。

④バナー広告掲載開始

※ 掲載料の入金を確認した時点で、バナー広告掲載の手続きを開始します。

10 広告掲載の変更

要綱第７条の広告掲載変更（中止）届（様式第３号）を変更日の２０日前までに提出してください。この場合において、広告の変更は、１ケ月に１回までです。

11 広告掲載の中止

自己の都合により広告掲載を取り止めるときは、要綱第７条の広告掲載変更（中止）届（様式第３号）を取り止める日の７日前までに提出してください。

12 その他

申請にあたっては、この要項及び「要綱」を必ずご確認ください。

13 お問合せ先

京都府立丹波自然運動公園　広報係
〒622-0232 京都府船井郡京丹波町曽根崩下代 110-7
TEL　0771-82-0300
FAX　0771-82-0480
電子メール kouen@kyoto-tanbapark.or.jp